

西尾市パブリックコメント手続に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、パブリックコメント手続に関して必要な事項を定めることにより、市民の市政への積極的な参加と行政の透明性の向上を図り、もって市民との協働によるまちづくりの推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「パブリックコメント手続」とは、市の基本的な政策の策定等に当たり、策定しようとする政策の趣旨、目的、内容等を公表するとともに、公表したものに対する市民等からの意見等の提出を受け、その提出された意見等に対する市の考え方を公表する一連の手続をいう。

2 この要綱において、「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価委員会及び消防長をいう。

3 この要綱において、「市民等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市内に存する学校に在学する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、パブリックコメント手続に係る事案に利害関係を有するもの

(対象)

第3条 パブリックコメント手続の対象となる政策の策定等は、次に掲げるものとする。

- (1) 総合計画等市の基本的施策を定める計画、個別行政分野における施策の基本方針その他基本的な事項を定める計画の策定又は改定
- (2) 市民等の公共の用に供される施設の建設に係る基本的な計画(全市域を対象とするものに限る。)の策定又は改定
- (3) 市政の基本的な制度又は方針を定めることを内容とする条例の制定又は改廃
- (4) 市民等に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例(市税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。)の制定又は改廃
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関がパブリックコメント手続を実施することが適当であると認めるもの

(適用除外)

第4条 前条の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合は、パブリックコメント手続を実施しないことができる。

- (1) 緊急を要するもの又は軽微なものである場合
- (2) 政策の策定等について実施機関の裁量の余地がないと認められる場合
- (3) 意見聴取の手續が法令により定められている場合
- (4) この要綱に定める手續に準じた手續を経て、付屬機関又はこれに準ずる機関が策定した報告、答申等に基づき実施機関が政策の策定等を行う場合

(政策案の公表)

第 5 条 実施機関は政策の策定等を行おうとするときは、その意思決定前に相当の期間を設けて、政策の策定等の案 (以下「政策案」という。) をその概要と併せて公表しなければならない。

2 実施機関は、前項の公表に併せて次の資料を公表するものとする。

- (1) 政策案を作成した趣旨、目的及び背景
- (2) 政策案を立案する際に整理した実施機関の考え方
- (3) 市民等が政策案を理解するために必要な関連資料

(公表方法)

第 6 条 前条の規定による公表は、実施機関が指定する場所での閲覧又は配布、インターネットを利用した閲覧等により行う。

2 前項に規定する方法により公表を行おうとするときは、市の広報紙等により公表する旨を周知するものとする。

3 第 1 項に規定する方法により公表を行おうとするときは、意見等の提出先、提出方法、提出期限その他意見等の提出に必要な事項を明示する。

(意見等の提出期間)

第 7 条 実施機関は、政策案を公表した日から 30 日以上の間を設けて、政策案についての意見等を受け付けるものとする。ただし、緊急その他やむを得ない理由があるときは、その理由を明示し、当該期間を短縮することができる。

(意見等の提出方法)

第 8 条 意見等の提出の方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 実施機関が指定する場所への書面の提出
- (2) 郵便
- (3) ファクシミリ
- (4) 電子メール
- (5) その他実施機関が認める方法

2 意見等を提出しようとする市民等は、原則として住所及び氏名 (法人その他の団体にあつては、所在地、名称及び代表者の氏名) を明らかにしなければならない。

(意思決定に当たっての意見等の考慮)

第 9 条 実施機関は、前 2 条の規定により提出された意見等を考慮して、政策の策定等の意思決定を行う。

2 実施機関は、政策の策定等の意思決定を行ったときは、提出された意見等の概要及びその意見等に対する実施機関の考え方を公表し、政策案を修正したときはその修正内容を公表しなければならない。ただし、西尾市情報公開条例（平成13年西尾市条例第20号）第7条に規定する不開示情報に該当するものを除く。

3 第6条第1項の規定は、前項の規定による公表の方法について準用する。

（構想又は検討段階でのパブリックコメント等）

第10条 実施機関は、特に重要な政策の策定等に当たって広く市民等の意見等を反映させる必要があると認めるものについては、構想又は検討の段階で、この要綱に準じた手続を行うよう努めるものとする。

（パブリックコメント手続実施責任者）

第11条 実施機関は、パブリックコメント手続の適正な実施を確保するため、パブリックコメント手続実施責任者を置く。

（一覧表の作成等）

第12条 市長は、パブリックコメント手続を行っている政策案の一覧を作成し、指定する場所及びインターネットを利用した閲覧の方法等により市民等に情報提供するものとする。

（委任）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に政策の策定等に着手する政策案につき適用する。ただし、同日前に着手したものであってもこの要綱の規定に準じてパブリックコメント手続を実施するよう努めるものとする。